

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 〇 県営土地改良事業計画を変更した件二件 六
 - 〇 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 六
 - 〇 道路の区域を変更する件三件 六
 - 〇 道路の供用を開始する件 七
 - 〇 水防警報を発する河川を指定した件 七
- 公 告**
- 〇 落札者を決定した件 七
 - 〇 浸水想定区域を指定した件二件 七
 - 〇 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 七
 - 〇 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 七
- 福 島 県 病 院 局**
- 〇 一般競争入札を行う件 七
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長**
- 〇 指定納付受託者を指定した件 七

告 示

福 島 県 告 示 第 八 十 一 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、馬場西地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

- 二 縦覧の期間
令和四年二月十六日から
同 年三月七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福 島 県 告 示 第 八 十 二 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、岡田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
令和四年二月十六日から
同 年三月七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福 島 県 告 示 第 八 十 三 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年二月十五日

福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上平字光平五八（次の図に示す部分に限る。）、六〇の一、六〇の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（一） 主伐は、択伐による。
（二） 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字川向四七、四八
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字後原一〇五の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町西小川字五郎兵衛釜一の六、一の四六から一の六九まで、一の一一五、一の一一六、一の一四三、一の一七三から一の二七八、一の二八一から一の二八七まで、字淵沢一三二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町西小川字塩ノ萱一の八
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字和具一一三の二、一一四の二、小川町福岡字下中平一の二、一の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町高萩字ガニクラ一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 2 かわき市小川町上平字小申田四一の一、四一の八〇、四一の八四
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、かわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
かわき市小川町西小川字ハイ坂一の一、一の一六、一の一八、一の一六、一の一八、一の一六、一の一七
一の二七
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハイ坂一の一六、一の一八、一の一六、一の一七
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、かわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
かわき市小川町関場字前林一、二、四、五の一、六から九まで、一一、一三から一五まで、一七から二一まで、二三、二五、二六、五〇から五三まで、五五、五八、五九、字馬船沢四の五、四の一八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前林五の一・六から九まで・一一・一三(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、かわき市森林整備計画で定める

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 十一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
かわき市小川町下小川字味増野二三〇、二三一の一、二三二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、かわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びかわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(森林保全課)

福島県告示第八十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字請戸 字外倉五一番地先から 同 郡同 町大字棚塩 字町田六五番一地先ま で	変更前	A 六・〇〇	一、一六一・〇
		変更後	B 一一・五〇	一、〇八八・六
		変更後	B 一一・五〇	一、〇八八・六
		変更後	B 一一・五〇	一、〇八八・六

福島県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字請戸 字舩倉五一番地先から 同 郡同 町大字棚塩 字町田六五番一地先ま で	変更前 A 六・〇〇 二七・〇〇 B 一一・五〇 五六・〇〇 変更後 B 一一・五〇 五六・〇〇	一、一六一・〇〇 一、〇八八・六〇	一、〇八八・六〇

(道路計画課)

福島県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二九四号	会津若松市湊町大字共 和字村東二〇九番二地 先から 同 市湊町大字共	変更前 一三・六〇 一九・二二 変更後 一九・一〇	一三・六〇 一九・二二	五七二・二二

和字清水下一番一地先 まで	二五・三二
------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	会津若松市湊町大字共和字村東二 〇九番二地先から 同 市湊町大字共和字清水下 一番一地先まで	令和四年二月十五日

(道路計画課)

福島県告示第八十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。
令和四年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区 域
濁川	左岸 喜多方市松山町大飯坂(押切川合流点)から喜多方市豊川町米室(濁川橋)まで 右岸 喜多方市上三宮町吉川(押切川合流点)から喜多方市慶徳町豊岡(濁川橋)まで

(河川整備課)

公 告

公告第43号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年2月15日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
108,904,655円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年11月9日

（施設管理課）

公告第四十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、濁川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和四年二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄
（河川整備課）

公告第四十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、押切川、姥堂川、境見川及び三の森川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和四年二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄
（河川整備課）

公告第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県病院局

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）4施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和4年2月15日

福島県病院事業管理者 阿部正文

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立病院（診療所）4施設の電気供給業務 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- 供給期間 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで
- 供給場所 福島県立宮下病院（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150番地）ほか3施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月9日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県病院局病院経営課
電話024-521-7229
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月9日(水)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和4年2月15日(火)から同年3月9日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年2月25日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和4年3月29日(火)午前10時
(2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年3月28日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和4年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at 4 Fukushima Prefectural hospitals or clinics 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 29 March 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 28 March 2022
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

（病院経営課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を令和四年一月四日次のとおり指定した。

令和四年二月十五日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 指定した事務の範囲及び内容

福島県立博物館におけるキャッシュレス決済に係る指定納付事務

二 指定納付受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社寺岡システム

2 所在地 宮城県仙台市若林区卸町三丁目六番地の五

三 指定納付受託者として指定する期間

令和四年一月四日から同年三月三十一日まで

（社会教育課）